

令和8年度関税改正（保税関係）について

財務省関税局監視課

令和8年4月

目次

○ 用語の定義	P 2
1. 令和8年度関税改正（保税関係）の背景・概要	P 3
2. 法令・通達改正の概要	P 7
業務改善命令の創設／規則を定めることの法定化（改正の概要）	P 8
(1) 業務改善命令の創設	P 9
(2) 規則を定めることの法定化	P 12
ポイント	P 13
新関税法	P 14
保税業務規則の記載事項（新関税法施行規則）	P 15
保税業務規則に定めるべき具体的な内容等（新関税法基本通達）	P 16
保税業務規則を整備等する期限	P 17
社内管理規定を保税業務規則として使用する場合	P 19
保税業務規則のひな型／保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表	P 20
保税ポータル掲載資料（保税業務規則関係）	P 21
(3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設	P 22
改正の概要	P 23
新関税法	P 24
新関税法基本通達	P 25
様々なパターン	P 26
保税ポータル掲載資料（貨物搬出時の確認義務関係）	P 27
(4) その他の主な改正	P 28

用語の定義

○ 本資料においては、次のとおり用語を定義。

用語	定義
保税業者	保税地域の被許可者及び指定保税地域又は総合保税地域において貨物を管理する者
改正法	「関税定率法等の一部を改正する法律」（令和 8 年法律第 5 号）
新関税法	改正法により改正された後の関税法
旧関税法	改正法により改正される前の関税法
新関税法施行令	「関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」（令和 8 年政令第 85 号）により改正された後の関税法施行令
新関税法施行規則	「関税法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 8 年財務省令第 16 号）により改正された後の関税法施行規則
新関税法基本通達	「関税法基本通達等の一部改正について」（令和 8 年 3 月 31 日財関第 386 号・387 号）により改正された後の関税法基本通達
旧関税法基本通達	「関税法基本通達等の一部改正について」（令和 8 年 3 月 31 日財関第 386 号・387 号）により改正される前の関税法基本通達
・規則 ・保税業務規則	新関税法第 41 条の 2、第 43 条第 11 号（関税法第 61 条の 4 及び第 62 条の 7 において準用する場合を含む。）又は第 62 条の 8 第 2 項第 7 号に規定する規則
社内管理規定	旧関税法基本通達 34 の 2 - 9 に規定する社内管理規定
Q&A	「令和 8 年度関税改正（保税関係）の概要【Q & A】」（令和 8 年 4 月 1 日付）

1. 令和8年度関税改正（保税関係）の背景・概要

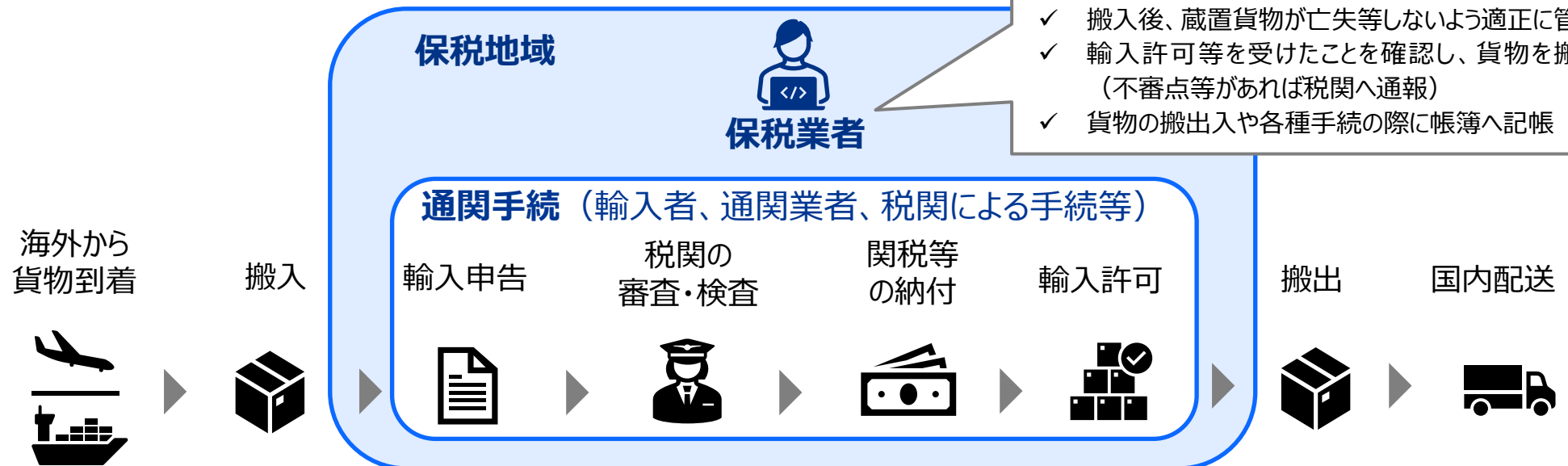
2. 法令・通達改正の内容

- (1) 業務改善命令の創設
- (2) 規則を定めることの法定化
- (3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設
- (4) その他の主な改正

令和8年度関税改正（保稅關係）の背景①

改正の背景

- 関税法上、外国貨物は原則として保稅地域以外の場所に置くことができない。**税関長から保稅地域の許可を受けるためには、その許可を受けようとする者が業務遂行に十分な能力を有しているか、貨物保全の観点で十分な設備を有しているか等が要件。**
- 保稅制度の目的は、外国貨物を税関の監督下（保稅地域）に置くことにより、不正薬物等の国内への流入防止等の社会的要請に応えること。
- 保稅業者は、関係法令を遵守し適正に貨物を管理することで、我が国と海外を結ぶサプライチェーンにおいて重要な役割を果たしている。



保稅業者の主な役割

- ✓ 海外から到着した貨物が保稅地域に搬入される際、不審点等があれば税関へ通報
- ✓ 搬入後、蔵置貨物が亡失等しないよう適正に管理
- ✓ 輸入許可等を受けたことを確認し、貨物を搬出（不審点等があれば税関へ通報）
- ✓ 貨物の搬出入や各種手続の際に帳簿へ記帳

改正の背景

- **近年**、保税制度の活用に係るニーズの多様化を受けて**保税業者の役割は高まっており**、越境E Cの拡大に伴う**輸入件数急増の中**、その役割は社会的により一層重要。
- **しかしながら**、特に通販貨物を取り扱う**保税業者において**、**不適正な貨物管理が疑われる事案等が散見**。



- **保税業者による自主的な貨物管理を前提とした制度への信頼を揺るがす事態**が起っており、**保税業者の適正な業務運営の確保**を通じて、引き続き社会的要請に応えていくため、その**対策を講じることが急務**。
- 取り扱う貨物が膨大となる中でも、**保税業者が法令を遵守しつつ迅速かつ適正な業務を行うためには**、税関において**保税業者の業務実態等に応じたきめ細やかな監督を行う必要**。

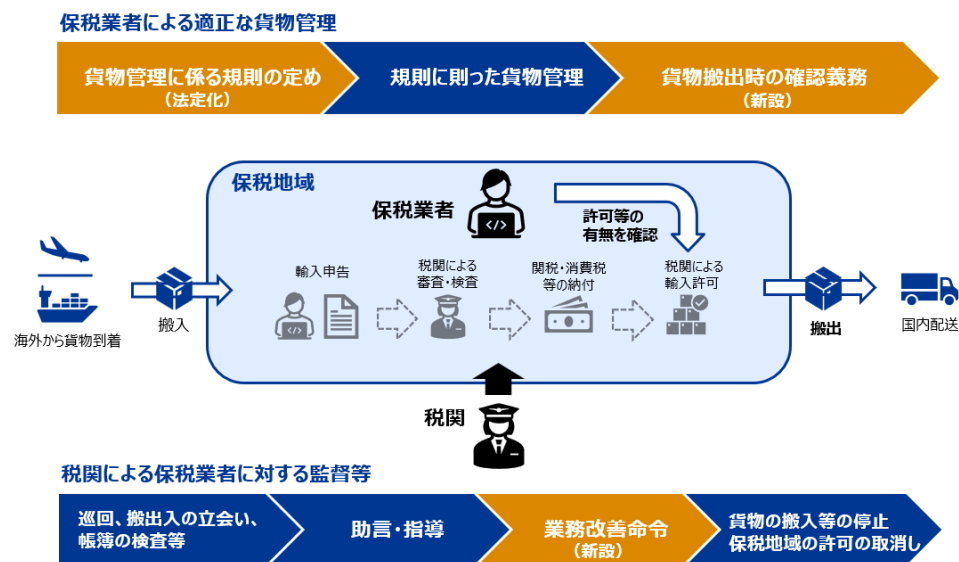
令和8年度関税改正（保税関係）の概要

改正の概要

○ 今般、関税法を改正し、次の規定を整備。（施行日：令和8年6月1日）

- ✓ 保税業者に対する**業務改善命令の創設**
- ✓ 保税業者が適正な貨物管理を行うための手順等を規定した**規則を定めることの法定化**
- ✓ 保税地域から**貨物を搬出する際の確認義務の創設**

（出典）令和7年11月26日 関税・外国為替等審議会関税分科会 提出資料



税関において、**保税業者の業務実態等に応じた実効性のある対応を可能とし、保税業者の法令遵守や適正な業務運営を確保**することで、引き続き、**社会的要請に応えていく**ことが目的。

1. 令和8年度関税改正（保税関係）の背景・概要

2. 法令・通達改正の内容

- (1) 業務改善命令の創設
- (2) 規則を定めることの法定化
- (3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設
- (4) その他の主な改正

業務改善命令の創設／規則を定めることの法定化（改正の概要）

現行

- 保税業者による自主的かつ適正な貨物管理を確保するため社内管理規定の整備を求め、税関において、定期的な実地調査等により社内管理規定の遵守状況等を確認し、必要に応じて改善を促すための助言・指導を実施。
- 関税法に違反した場合等は、事案等に応じて搬入停止・許可取消処分等。

課題

- 一部の保税業者において、社内管理規定に従わずに業務を遂行している状況や、税関の助言・指導に対し、有効な改善策が講じられない状況が散見。
- 搬入停止等の処分を徒に行うことにより、企業活動に大きな影響を与える場合もある。

改正の概要

- 法令を遵守するための手順等を規定した**規則（保税業務規則）**を定めることを法定化するとともに、「助言・指導」と「処分」の中間に位置するものとして**業務改善命令を創設**。

保税業者の業務実態や、関税法に違反した場合等における事案・改善状況等に応じた実効性のある対応を可能とすることが目的。

1. 令和8年度関税改正（保税関係）の背景・概要

2. 法令・通達改正の内容

(1) 業務改善命令の創設

(2) 規則を定めることの法定化

(3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設

(4) その他の主な改正

業務改善命令の創設（新関税法）

新関税法

第45条の2（業務改善命令）

税関長は、保税蔵置場の許可を受けた者がこの法律の規定に従って保税蔵置場の業務を行わなかつたことその他の事由により、この法律の実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該保税蔵置場の許可を受けた者に対し、第四十三条第十一号（許可の要件）に規定する規則に定められた事項に係る業務の遂行の改善に必要な措置をとるべきこと又は当該規則の制定若しくは変更を命ずることができる。

2 税関長は、前項の規定による命令をしようとするときは、当該命令に係る保税蔵置場の許可を受けた者にあらかじめその旨を通知し、その者若しくはその代理人の出頭を求めて意見を聴取し、又はその他の方法により、釈明のための証拠を提出する機会を与えなければならない。

【新関税法の関連条項】

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
業務改善命令	第41条の3	第45条の2	第61条の4において 準用する第45条の2	第62条の7において 準用する第45条の2	第62条の15において 準用する第45条の2
業務改善命令に違反した 場合の処分	第41条の4 第1項	第48条 第1項第3号	第61条の4において 準用する第48条 第1項第3号	第62条の7において 準用する第48条 第1項第3号	第62条の14 第1項第3号
業務改善命令に違反した 場合の罰則	第115条の2第11号				

業務改善命令の創設（新関税法基本通達）

新関税法基本通達

45の2-1（業務改善命令を行う場合）

業務改善命令は、関税法の実施を確保するため、例えば以下のような場合に行う。

- ✓ 非違が発見された場合
- ✓ 保税業務規則に則して業務が適正に行われていないと認められる場合
- ✓ 非違が発見された等の場合に指導を実施したが、相当期間経過後もなお効果が見受けられないとき
- ✓ 非違未然防止のため指導を実施したが、相当期間経過後もなお合理的な理由なしに効果が見受けられないとき

※ 通達の規定は例示であり、個別の事案ごとに判断する。

45の2-2（業務改善命令に関する釈明の手続）

業務改善命令を行う前には、「業務改善命令に関し釈明を求めるための通知書」（C-3177）により命令の対象者にあらかじめ通知し、釈明を求める。

45の2-3（業務改善命令の通知）

業務改善命令は、とるべき改善措置、期限、理由を記載した「業務改善命令通知書」（C-3178）を送付することにより行う。

45の2-4（期限経過後の処分の検討）

業務改善命令に付した期限が経過しても改善等が認められないときは、業務改善命令違反としての処分を検討する。

1. 令和8年度関税改正（保税関係）の背景・概要

2. 法令・通達改正の内容

(1) 業務改善命令の創設

(2) 規則を定めることの法定化

(3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設

(4) その他の主な改正

規則を定めることの法定化（ポイント）

ポイント

- ① 保税業者は、「財務省令で定める事項」を規定した規則（保税業務規則）を定めなければならない（14ページ参照）。
- ② 保税業務規則の記載事項は、新関税法施行規則に規定（15ページ参照）。
- ③ 保税業務規則に定めるべき具体的な内容及び運用面等については、新関税法基本通達に規定（16ページ参照）。
- ④ 保税業務規則は期限（※）までに整備等する必要（17・18ページ参照）。
※ 新関税法の施行日（令和8年6月1日）の際の状況によって異なる。
- ⑤ 申出により、既に税関に提出している社内管理規定を保税業務規則として使用することも可能（19ページ参照）。
- ⑥ 保税業務規則の整備のための参考として、「保税業務規則のひな型」や「保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）」を保税ポータルへ掲載（20ページ参照）。
- ⑦ 保税業務規則について、保税ポータルに各種情報を掲載（21ページ参照）。

規則を定めることの法定化（新関税法）

【ポイント①】 保税業者は、「財務省令で定める事項」を規定した規則（保税業務規則）を定めなければならない。

新関税法

第43条（許可の要件）

税関長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条第1項の許可（※）をしないことができる。

※保税蔵置場の許可

一～十（省略）

十一 申請者が、前条第一項の許可を受けようとする保税蔵置場の業務について、その者（その者が法人である場合においては、その役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者がこの法律その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項として財務省令で定める事項を規定した規則を定めていない場合

【新関税法の関連条項】

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
規則の定め	第41条の2	第43条第11号	第61条の4において準用する第43条第11号	第62条の7において準用する第43条第11号	第62条の8第2項第7号

※ 関税定率法第13条及び19条並びに関税暫定措置法第9条の2の規定に基づく承認を受けた製造工場は本法改正の対象外であり、これまでどおり、社内管理規定を整備。【Q&A問13】

保税業務規則の記載事項（新関税法施行規則）

【ポイント②】 保税業務規則の記載事項は、新関税法施行規則に規定。

- ✓ 法令を遵守するために必要な体制を整えるための事項（責任者等の氏名及び職名）
- ✓ 保税地域の業務の具体的内容及び手順
- ✓ 保税地域の業務を委託する場合の委託先の管理及び指導に関する事項
- ✓ 税関との連絡体制に関する事項
- ✓ 帳簿の作成・保管に関する事項
- ✓ 従業者等が法令を遵守するために必要な教育・研修に関する事項
- ✓ 法令に違反した者に対する懲罰に関する事項
- ✓ その他参考となるべき事項

※ 新関税法施行規則の規定を簡略化して記載しており、正確な規定はそれぞれの条項を参照

【新関税法施行規則の関連条項】

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
保税業務規則の記載事項	第3条の3	第4条	第4条の14において準用する第4条	第7条の2において準用する第4条	第7条の2の2

保税業務規則に定めるべき具体的な内容等（新関税法基本通達）

【ポイント③】 保税業務規則に定めるべき具体的な内容及び運用面等については、新関税法基本通達に規定。

- 例えば、新関税法施行規則で規定する「法令を遵守するために必要な体制を整えるための事項」について、新関税法基本通達43－2(1)において、氏名等が必要な責任者等が「総合責任者」「貨物管理責任者」「顧客（荷主）責任者」「委託関係責任者」「内部監査人」である旨を明確化。
 - また、任意の様式で作成した**責任者等の一覧表を税関に提出することで当該一覧表を保税業務規則の一部とすることができる【Q&A問8参照】**旨や、**届出蔵置場等は特定保税承認者（AEO）が定めた法令遵守規則をもって足りる（＝保税業務規則の整備は不要）【Q&A問12参照】**旨など、運用面を規定。
- ⇒ 基本的には現在の**社内管理規定の記載事項から大きな変更はない。【Q&A問6参照】**
社内管理規定からの変更点は、20ページで紹介する資料を参照。

【新関税法基本通達の関連条項】

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
保税業務規則	41の2－1において準用する 43－2	43－2	61の4－9において準用する 43－2	62の7－3において準用する 43－2	62の15－2において準用する 43－2

保税業務規則を整備等する期限①

【ポイント④】 保税業務規則は、期限（※）までに整備等する必要。

※ 新関税法の施行日（令和8年6月1日）の際の状況によって異なる。

施行日以降に保税地域の許可申請を行う者（許可申請に係る総合保税地域で貨物を管理しようとする者を含む。）

- 保税業務規則は保税地域の許可申請の際の添付書類となるため 施行日以降に保税地域の許可申請を行う者は、許可申請時に保税業務規則の提出が必要（新関税法施行令第35条他）。

施行日以降に指定保税地域において貨物の管理を開始する者

- 施行日以降に指定保税地域において貨物の管理を開始する者は、保税業務規則を定め、貨物の管理を開始した後遅滞なく、税関に届け出る必要（新関税法第41条の2）。

施行日の前に保税地域の許可申請をして施行日以降に許可を受けた者（許可に係る総合保税地域で貨物を管理する者を含む。）

- 施行日の前に許可申請をして施行日以降に許可を受けた者（許可に係る総合保税地域において貨物を管理する者を含む。）は、その許可の日から起算して4か月が経過する日までに保税業務規則の整備が必要（改正法附則第2条第4項他）。

保税業務規則を整備等する期限②

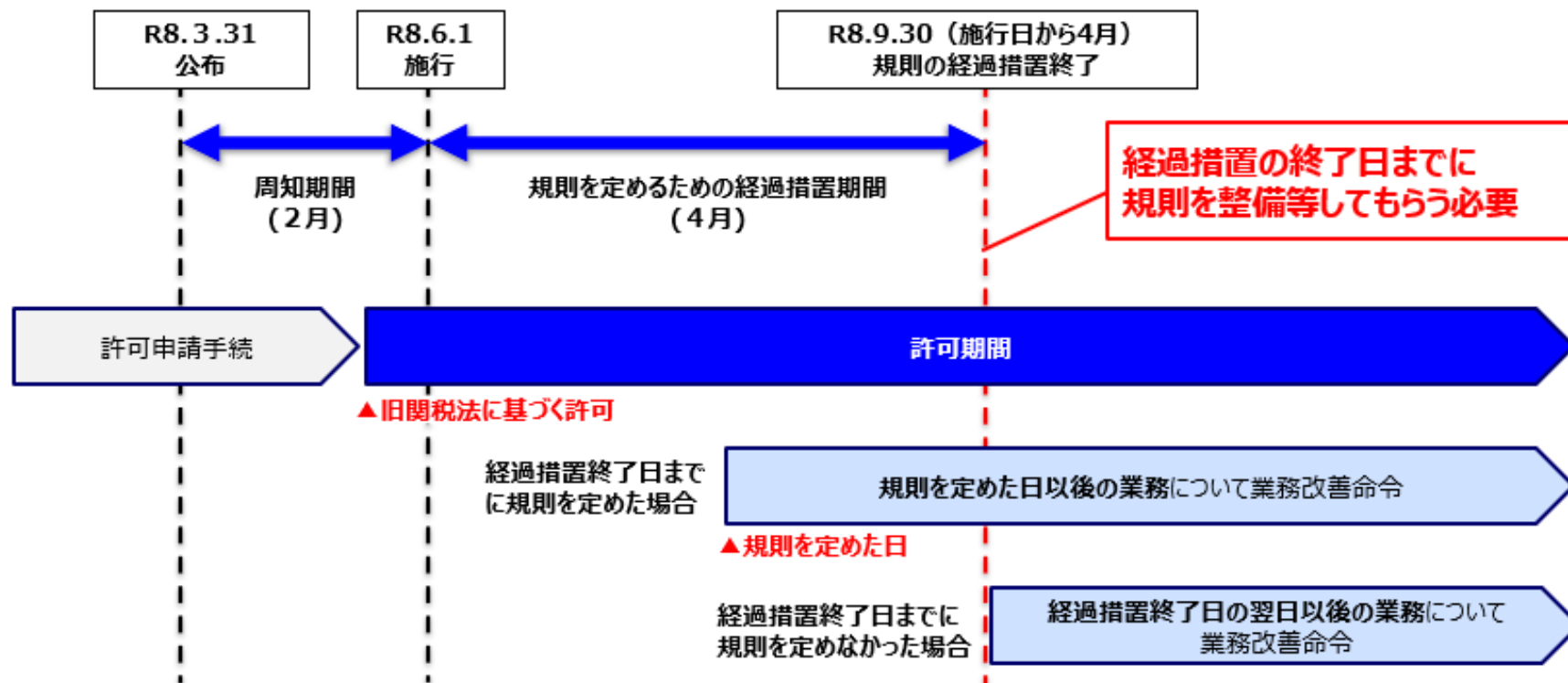
【ポイント④（つづき）】 保税業務規則は、期限（※）までに整備等する必要。

※ 新関税法の施行日（令和8年6月1日）の際の状況によって異なる。

施行の際に現に保税地域の許可を受けている者（許可に係る総合保税地域で貨物を管理する者を含む。）又は指定保税地域において貨物を管理している者

○ 施行日から起算して4か月が経過する日（令和8年9月30日）までに規則を整備する必要（改正法附則第2条第5項他）。

⇒ 期限までに保税業務規則を整備し、管轄する税関官署に提出するようお願いします。



社内管理規定を保稅業務規則として使用する場合

【ポイント⑤】 申出により、既に税関に提出している**社内管理規定を保稅業務規則として使用することも可能。**

【Q&A問10参照】

- **事業者側において社内管理規定の内容を改めて確認いただき、保稅業務規則に規定すべき事項が規定されていれば、その社内管理規定を保稅業務規則として使用することができます。**
- 既に税関に提出している社内管理規定を保稅業務規則として使用することを**希望する際には**、保稅ポータルに掲載している「**社内管理規定を保稅業務規則として使用する旨の申出（フォーマット）**」に**必要事項（※）を入力の上**、書面、電子メール又はNACCS汎用申請にて**管轄する税関官署にご提出ください**（その場合、改めて保稅業務規則（旧社内管理規定）を税関に提出する必要はありません。）。
 - ※ 申出者の氏名・名称・住所・所在地、保稅地域の種類・名称・コード、旧社内管理規定を提出した税関官署・提出年月日等
- なお、保稅業務規則の名称は、「保稅業務規則」とすることが望ましいですが、当面の間、「社内管理規定」「C P」「規則」等でも差し支えありません。

[補足]

特定保稅承認者についても、届出場所以外の保稅地域であって、現在、AEOの法令遵守規則とは別に社内管理規定を定めており、その社内管理規定を保稅業務規則として使用する場合は申出が必要（既にAEOの法令遵守規則が適用されており、社内管理規定を定めていないのであれば不要。）。

保税業務規則のひな型／保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表

【ポイント⑥】 保税業務規則の整備のための参考として、「保税業務規則のひな型」や「保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）」を保税ポータルへ掲載。

【保税業務規則のひな型】

黄色塗部分が社内管理規定のひな型からの修正点です。

保税業務規則のひな型

- ※ このひな型はあくまで一例であり、具体的な記載内容については、申請内容や状況に応じて異なりますので、各税関とのヒアリングにおいてご相談ください。
- ※ 保税業務規則は保税地域ごとに定めるものとなりますが、このひな型のように一の被許可者等において複数の保税地域に適用される保税業務規則を定めることもできます。
- ※ 運搬貨物を搬送する保税蔵置場については、関税法基本通達 42-18 に規定する項目も記載してください。

●●社 保税業務規則

※保税業務規則の名称は、「保税業務規則」とすることが望ましいが、当面の間、「社内管理規定」「CP」「規則」等、でも差し支えない。

第1章 総 則

(基本方針)

第1条 国際交易の一翼を担う当社は、適正・円滑な輸出入貿易に資する観点から、関税法及びその関連法規を誠実に遵守することを会社の基本方針とする。

(目的)

第2条 この規定は、当社が管理運営する保税地域における貨物管理及び関税法その他関係法令に規定する税関手続が、適正かつ円滑に行われるよう確保することを目的とする。

第2章 社内管理責任体制

(社内管理責任体制)

第3条 保税業務全般に関する責任・管理体制等について業務の適正な運営を図るため、下記の責任者及び内部監査人を置く。(注:被許可者の従業員をもって充てる。後記第18条(評価・監査)の内部監査人も同様)

- (1)総合責任者
- (2)貨物管理責任者
- (3)顧客(荷主)責任者
- (4)委託関係責任者

※内部監査人は、このひな型のように第18条(評価・監査)で役割を規定し明確化すれば、必ずしも第3条(社内管理責任体制)に記載がなくても差し支えない。

※各責任者及び内部監査人の氏名及び職名については、第3条等に記載するほか、任意の様式

【保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）】

保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）

保税蔵置場の保税業務規則（新関税法基本通達43-2） ※保税蔵置場以外の保税地域についても準用	社内管理規定（旧関税法基本通達34の2-9）
<p>① 法令を遵守するために必要な体制の整備に関する規定 保税蔵置場の業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容及び責任者等について<u>の次に掲げる事項に関する規定</u> なお、任意の様式で作成した責任者等の一覧表を税関に提出することで、当該一覧表を保税業務規則の一部とすることができる。</p> <p>イ 総合責任者 保税蔵置場の業務における総合的な管理及び監督に係る責任者の氏名及び職名</p> <p>ロ 貨物管理責任者 保税蔵置場の業務の基本的作業である貨物の搬出入に係る確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱いは、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者の氏名及び職名</p> <p>ハ 顧客(荷主)責任者 保税蔵置場が営業用のものである場合においては、保税蔵置場を利用する顧客(荷主)について、その資質や経営状態等を把握し管理する業務に関する責任者の氏名及び職名</p> <p>ニ 委託関係責任者 保税蔵置場の業務の一部を他の者に委託する場合は、当該他の者の従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等を行う責任者の氏名及び職名</p> <p>ホ 内部監査人 保税業務規則に定めた規定の遵守状況の監査に関する業務を行う者の氏名及び職名</p>	<p>① 社内管理規定の目的 保税地域の企業内における適正な貨物管理体制を確保し、もって関税法その他関係法令に規定する税関手続の適正な履行を確保する観点から、社内管理規定を整備する。</p> <p>② 社内管理責任体制の整備 保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その具体的業務内容及び責任者について<u>規定の整備を行う。</u></p> <p>イ 総合責任者 倉主等が行うべき業務について、総合的に管理し、監督し、責任を負う者を定める。</p> <p>ロ 貨物管理責任者 倉主等の基本的作業である貨物の搬出入に係る確実な記帳のほか、搬入、蔵置、取扱いは、搬出の各段階での貨物の数量、態様等の把握、管理を行う責任者を<u>定める。</u></p> <p>ハ 顧客(荷主)責任者 保税地域を利用する顧客(荷主)について、その資質や経営状態等を把握し管理する責任者を<u>定める。</u></p> <p>ニ 委託関係責任者 保税地域での業務について、委託業務を行っている場合は、委託企業従業員の資質の把握、適切な指揮監督の徹底等の体制を明確にし、責任者を<u>定める。</u></p>

「保税ポータル」で検索、
またはこちらの二次元コードから →



保税ポータル掲載資料（保税業務規則関係）

【ポイント⑦】 保税業務規則について、保税ポータルに各種情報を掲載。

- [【重要】保税業務規則に関する経過措置について](#)
- [Q&A 問5～13](#)
- [保税業務規則と社内管理規定の記載事項の比較表（関税法基本通達）](#)
- [保税業務規則のひな型](#)
- [社内管理規定を保税業務規則として使用する旨の申出（フォーマット）](#)
- [リーフレット 保税業務規則に関する経過措置について](#)
 - ✓ 保税蔵置場等の被許可者の皆様へ
 - ✓ 指定保税地域の貨物管理者の皆様へ

所定の期限までに保税業務規則を整備し、管轄する税関官署に提出するようお願いします。

「[保税ポータル](#)」で検索、
またはこちらの二次元コードから →



1. 令和8年度関税改正（保税関係）の背景・概要

2. 法令・通達改正の内容

- (1) 業務改善命令の創設
- (2) 規則を定めることの法定化
- (3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設**
- (4) その他の主な改正

保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設（改正の概要）

現行

- 税関は、貨物が保税地域から不正に国内へ流入することを防止する等の観点から、関税法基本通達の規定により保税業者に対し、保税地域から貨物を搬出する際には自己の責任において搬出しようとする貨物と輸入許可書等を対査し、貨物の異常の有無等を確認することを求めている。

課題

- 一部の保税業者において、保税地域から貨物を搬出する際の確認を適正に行わず、輸入の許可等を受けていない貨物を搬出した事案が発生。
- 保税業者が保税地域から貨物を搬出する際の確認を怠ると、不正薬物等が国内へ流入する危険性が高まる。

改正の概要

- 保税業者が**保税地域から外国貨物等を搬出する場合には、搬出につき関税法上必要とされている許可、承認又は届出があることを確認しなければならない義務を創設。**

保税業者による更なる確認の徹底を図り、貨物の不正な国内流入を防止することが目的。また、保税業者が搬出時確認義務を法令上負っていることが公知されることで、**貨物の引取りを急ぐ顧客等に対してより毅然とした説明をすることが可能**となり、もって**国際物流の健全化への寄与も期待。**

保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設（新関税法）

新関税法

第34条の2（外国貨物等を出すことの確認義務）

保税地域において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物（信書及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物をその保税地域から出そうとする場合には、これらの貨物を保税地域から出すことにつき必要とされるこの法律の規定による許可、承認又は届出があることを確認しなければならない。

※ 輸出の許可を受けた貨物は本義務の対象外となるが、これまでどおり、輸出許可書等と貨物の対査確認が必要（新関税法基本通達34-1（2）ロ）。【Q&A問20】

【新関税法の関連条項】

	指定保税地域	保税蔵置場	保税工場	保税展示場	総合保税地域
保税地域から貨物を搬出する際の確認義務	第34条の2				
貨物搬出時の確認義務に違反した場合の処分	第41条の4 第1項	第48条第1項 第1号	第61条の4に おいて準用する 第48条第1項 第1号	第62条の7に おいて準用する 第48条第1項 第1号	第62条の14 第1項第1号
貨物搬出時の確認義務に違反した場合の罰則	第115条の2第8号				

新関税法基本通達

34の2-1（外国貨物等を出すことの確認）

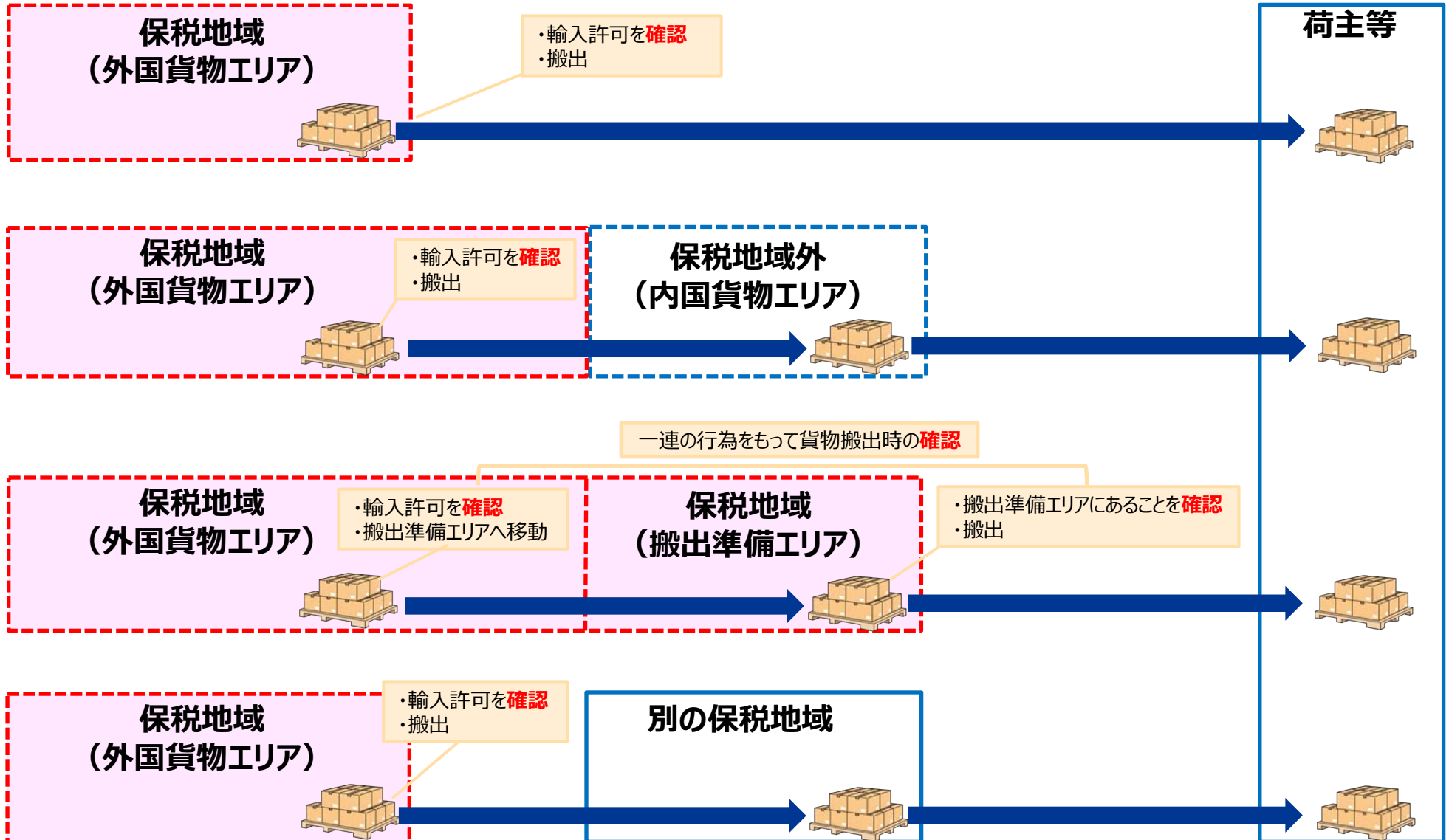
- 搬出時に確認すべき「許可、承認又は届出」は以下のとおり。【Q&A問15】
 - ✓ 船（機）用品の積込みの承認、見本の一時持出しの許可、廃棄の届出、滅却の承認、保税工場外作業の許可、保税展示場外使用の許可、保税運送の承認、郵便物の保税運送の届出、輸入の許可、認定手続に係る疑義貨物の見本の検査の承認、輸入許可前における貨物の引取りの承認

- 搬出時の確認は、**輸入許可書等と貨物を対査して異常の有無を確認**することにより行い、**書類の内容に不審点を発見したときや、書類と貨物との相違を発見したときは直ちに税関へ連絡（これまでも通達の規定で求めてきた方法と同様。）**。【Q&A問16】
 - ※ 同時蔵置貨物や貨物の総量管理の適用を受けた貨物における搬出時の確認は、残存する貨物の数量と搬出しようとする貨物の数量を確認するなど、適宜の方法で実施（新関税法基本通達34の2-2、同34の2-3）。

- 以下の貨物は外国貨物のまま保税地域から搬出することができるが、**公務員以外の者が搬出する場合には上記に準じて確認をお願いしたい。**
 - ✓ 法令等に基づき、搬出することにつき許可等を要しない貨物（例：特定保税運送貨物、出入国者に引き渡した保税販売物品、仮陸揚貨物で保税地域から直接船積み等を行うもの 等）
 - ✓ 税関職員の法令上の権限等に基づき搬出する貨物（例：検査指定貨物）
 - ✓ 他の法令上の権限に基づき公務員が搬出する貨物（例：植物防疫官が採取する見本）

保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設（様々なパターン）

- 保税地域から貨物を搬出する際の確認には様々なパターンがある（詳細は次のページに記載のQ&Aや保税Tipsを参照）。



保税ポータル掲載資料（貨物搬出時の確認義務関係）

保税地域から貨物を搬出する際の確認義務について、保税ポータルに各種情報を掲載。

○ [Q&A 問14～23](#)

○ [保税Tips \(Vol. 9\) ～貨物搬出時の確認義務～](#)

保税Tips Vol.9 ～貨物搬出時の確認義務～

保税制度の枠も見てほしいワン！

2026.04

倉主等に、外国貨物等^{※1}の搬出時に必要な許可・承認・届出があることを確認する義務^{※2}が関税法に定められました。（2026年6月1日施行の関税法第34条の2）

※1 倉主等が管理する外国貨物（債権及び輸出の許可を受けた貨物を除く。）又は輸入の許可を受けた貨物。
※2 従前より、関税法基本通達に基づき、倉主等は保税地域から貨物を搬出する際に対査確認を行う必要がありますが、今般の改正により、関税法に規定することとしたもの。

これまでの搬出時の確認と同様、**倉主又はこれに代わる者が提示された書類と当該搬出しようとする貨物とを対査し、貨物の記号、番号、品名及び数量等の異常の有無を確認することを徹底する必要があります！**

【例1】 貨主が貨物を保税地域(倉庫)から引き取る時に搬出確認を行う手順の場合

必要な許可・承認・届出

- 外国貨物船(機)用品積込の承認
- 見本の一時持出の許可
- 外国貨物滅却の承認
- 保税運送の承認
- 輸入の許可
- 他

①保税地域(倉庫)からの搬出時に必要な許可等を確認
②数量等の異常の有無を確認
③保税地域(倉庫)から搬出

保税地域(倉庫)

【例2】 輸入許可後に貨物を保税地域外(内国貨物エリア)へ移動する時に搬出確認を行う手順の場合

保税地域(外国貨物エリア)

保税地域外(内国貨物エリア)

必要な許可・承認・届出

- 保税地域(外国貨物エリア)からの搬出時に必要な許可等を確認
- 数量等の異常の有無を確認
- 保税地域(外国貨物エリア)から搬出

保税Tips Vol.9 ～貨物搬出時の確認義務～

保税制度の枠も見てほしいワン！

2026.04

【例3】 輸入許可後に貨物を保税地域内の別エリアに移動させ、その後、他の作業員が貨主の引き取り時に搬出確認を行う手順の場合

保税地域(外国貨物エリア)

保税地域(搬出準備エリア)

必要な許可・承認・届出

- 保税地域(外国貨物エリア)からの搬出時に必要な許可等を確認
- 数量等の異常の有無を確認
- 保税地域内を移動(外国貨物エリア → 搬出準備エリア)

④保税地域(搬出準備エリア)に搬出予定貨物があることを確認
⑤数量等を確認し、保税地域(搬出準備エリア)から搬出

貨主

搬出時の確認

搬出作業が2段階(①～③と④～⑤)に分かれている場合は、①～⑤の**一連の行為**をもって、搬出時の確認を行っているといえるんだね。

保税地域(搬出準備エリア)に貨物を一定期間保管する場合には、⑤で搬出時に必要な許可等を再度確認しておくことで、誤搬出の防止によりいっそう繋がるね！

注意 貨物搬出時の確認を怠ったことにより誤搬出が発生した場合、**搬入停止処分**等(関税法第48条他)や**罰則**(関税法第115条の2)の対象となるので、作業時には十分ご注意ください。 ※適用は個別の事案ごとに判断することとなります。

【関係法令等】
・関税法第34条の2(外国貨物等を出すことの確認義務) ・関税法基本通達3402-1(外国貨物等を出すことの確認) 他

貨物の不正な国内流入を防止するため、引き続き、搬出時確認の徹底をお願いします。

「[保税ポータル](#)」で検索、
またはこちらの二次元コードから →



1. 令和8年度関税改正（保税関係）の背景・概要

2. 法令・通達改正の内容

- (1) 業務改善命令の創設
- (2) 規則を定めることの法定化
- (3) 保税地域から貨物を搬出する際の確認義務の創設
- (4) その他の主な改正

その他の主な改正

搬入停止・許可取消処分等

- 搬入停止・許可取消処分等（関税法第48条他）の基準（新関税法基本通達48-1他）について、次の点を改正。【Q&A問24・25】
 - **業務改善命令違反に対する処分（新関税法第48条第1項第3号）に関する規定を新設**
 - ✓ 原則7日間（過去3年以内に業務改善命令違反が1回あった場合は30日間、2回以上あった場合は60日間）の搬入停止処分
 - ✓ ただし、業務改善命令を同様の内容で複数回行ったにもかかわらず、改善が見込まれない等、保税地域の許可を取り消すことがやむを得ないと税関長が判断したときには、許可取消処分を行うことができる
 - 保税蔵置場の業務につき関税法の規定に違反した場合（関税法第48条第1項第1号）の処分について、次の点を改正
 - ✓ 業務改善命令を最後に受けた日から1年を経過するまでに非違が行われた場合の点数の加算を追加
 - ✓ **非違の態様に、保税地域から貨物を搬出する際の確認義務違反を追加**
 - ✓ **内部監査による非違の発見等、保税業者による自主的かつ適正な貨物管理をより促進するため、税関による保税業務検査の通知前に自主的に非違を申し出た場合の減算点数を増加**

許可に付する条件

- 保税地域の許可の際に付した条件についても必要な場合に変更できるよう改正（新関税法施行令第35条他）。※ これまでと同様、不当な義務を課す条件を付すことはできない。
- 「保税業務規則の規定を遵守すべき旨、及び当該規則の内容を変更した場合には、変更後の当該規則を遅滞なく提出すべき旨」の条件を追加（新関税法基本通達42-11他）。



引き続き、**税関行政へのご理解・ご協力**をお願いします